

建設業許可申請等の添付書類の変更について

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行に伴い、建設業法施行規則等の一部を改正する省令が平成24年3月30日付けで公布、平成24年4月1日から施行されたため、建設業許可申請等の添付書類が変更されました。

変更の理由

民法の改正により、未成年後見人に複数の者又は法人を選任することができるようになったため。

主な変更内容は以下のとおりです。

1 様式が変更される書類

- ① 誓約書（様式第6号） 「法定代理人の役員」を追加（※1）
- ② 略歴書（様式第12号） 「法定代理人の役員」を追加（※2）

変更後の様式は、http://www.pref.aichi.jp/ken-fu/download/DL_PAGE-kyoka.htmlからダウンロードできます。

2 添付が必要となる書類

法定代理人が法人である場合は、その法定代理人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、提出時3か月以内）及び法定代理人の役員について、後見等登記事項証明書（提出時3か月以内）及び身元（身分）証明書（提出時3か月以内）を添付してください。

3 経過措置（愛知県知事許可の場合）

※1、※2については、平成25年3月中まで旧様式に新様式の追加事項を手書きで記載して提出することも可能とします（訂正印は不要です）。また、※2については、該当しない場合は、追加事項の記載は不要です。

お問い合わせ先

愛知県 建設部 建設業不動産課 建設業第2グループ
052-954-6503（ダイヤルイン）